

平成16年度学術委員会 学術第5小委員会報告

病院組織における薬剤部門の位置づけに関する調査研究

日本医療伝道会衣笠病院薬剤部

赤瀬 朋秀 Tomohide AKASE

東邦大学薬学部臨床薬学研修センター

柳川 忠二 Chuji YANAGAWA

アドバイザー

日本大学商学部

高橋 淑郎 Toshiro TAKAHASHI

新潟大学医歯学総合病院薬剤部

佐藤 博 Hiroshi SATOH

社会福祉法人国際親善病院薬剤部

依田 啓司 Keiji YODA

広島国際大学医療福祉学部

小林 暁峯 Satomi KOBAYASHI

福井大学医学部附属病院薬剤部

政田 幹夫 Mikio MASADA

北里研究所病院薬剤部

菅野 浩 Hiroshi KANNO

救世軍ブース記念病院

石橋 晃 Akira ISH, ASHI

はじめに

平成14年3月、文部科学省は、国立学校設置法施行規則を改正し、国立大学附属病院に薬剤部および薬剤部長を置くことを規定していた第十八条を削除し、「薬剤、臨床検査、手術又は放射線診療等に関する業務を集中して行うため、部を置く」と、あたかも薬剤部を廃止し、他の部署と合一することを促進するかのようになんて条文を改正した。その後、本件に関しては、薬剤部長会議常置委員会をはじめ、病院長会議常置委員会組織の在り方問題小委員会作業部会などの検討課題となり、平成14年5月17日に開催された衆議院厚生労働委員会においては、三井辣雄議員より薬剤部として存続させる意義について質問書が提出された。質問に対する回答のなかで、「薬剤に関連する組織を廃止することは考えていない」旨の回答がなされ、事態に一応の終結がみられたが、予断は許されない状況で楽観視はできないと思われる。薬剤部門と他部門との統合は薬物療法の質的低下に繋がり、医薬品適正使用の推進、患者安全管理の観点から明らかに逆行するものであり、患者利益を最優先して考えると到底賛同することはできない。

一方、病院薬剤部門は、薬剤部、薬剤科、薬局など様々な呼称が存在し、病院の運営母体や規模によって組織図上の配置は大きく異なっているのが現状であろう。現在、病院における薬剤師の役割は大きく変化してきており、最近では特に患者安全管理に対する貢献が望まれている。しかしながら、前述のごとく病院における組織上の位置づけや人員配置によって、その機能や業務内容は大きく異なっており、患者安全管理に対して機能が十分に発揮されていないのが現状であろう。そこで、病院における薬剤部門の名称および組織図上の位置づけを明らかにし、患者安全管理、薬物療法の適正化に貢献でき得る組織の

あり方を検討する目的で今回議案を提案した。本テーマは、平成15年度病院薬局協議会において議案提案され、本年度より小委員会としての活動を開始した。今年度は本格的な調査を行い、現行の病院組織のあり方や薬剤部門の位置づけについて厳しく追及していく所存である。

病院組織の問題点と弊害

一般に企業を運営するにあたって「組織」は極めて重要であり、組織のあり方がその企業の業績を大きく左右するといわれている。典型的なトップダウン型の組織では、「社長の命令を忠実に実行するのが良い社員」というイメージが社内に蔓延し、指示待ち体質、セクショナリズム、責任のなすりあい、評論家体質などの弊害が生じ、結果的には、エンドユーザーや顧客の利益、満足度が後回しにされる。従来、病院の組織はその規模の大小にかかわらず、職種別の職能組織を基本として組み立てられてきた。典型的な縦割り型の組織で各診療科の日常業務の流れに都合のいいように編成され、病院全体を統合し調整する機能に乏しかった感がある。各セクションの間の壁は厚く、病院全体として各科の方向性を合わせるまでに至らない等の問題点も生じており、組織としては未熟であるといわざるを得ない。従って、各セクション間の情報の流通もスムーズではなく、発信した情報がすべての職員に速やかかつ効果的に伝達されないなどの弊害も出てくる。

一方、薬剤師法第1章第1条「薬剤師の任務」の項には、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されている。第1章(総則)の第1条に「任務」が規定されている職種は、医師、歯科医師、薬剤師のみであり、他の医療従事者に定められた法規の第1章

表 主な医療職を規定する法律の条文（文献2より一部引用して作成）

保健医療関係者を規定する法律	第1条	条 文
保健師助産師看護師法	目的	この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする
診療放射線技師法	目的	この法律は、診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	目的	この法律は、臨床検査技師及び衛生検査技師の資格等を定め、もって医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする
理学療法士及び作業療法士法	目的	この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする
視能訓練士法	目的	この法律は、視能訓練士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規定し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする
言語聴覚士法	目的	この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正になされるよう規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする
栄養士法	定義	この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう

第1条には「目的」あるいは「定義」が規定されている(表)²⁾。「任務」とは、現代新国語辞典(三省堂)によると、「その人にまかせられた務め」と定められており、「目的」とは意味合いが全く異なる。また、薬剤師の業務を定めた同第4章第24条には、「処方箋に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない」と疑義照会の義務を規定しているが、本条は、医師と同等の立場に立って医師の医療行為に対するチェック機構を定めたものであり、「医師の指導監督、指示の下に」行う業務とは明らかに異なる。そもそも医薬分業とは、独立した職能によるダブルチェック機構を機能させることにより、患者の安全性を担保する意味があったはずである。従って、患者安全管理の観点から、組織のなかにおいても診療部と並列に位置し、組織図に記載されるべきである。

調査の方法

日本病院薬剤師会の会員施設からアンケートおよび個別ヒアリングが可能な施設数を選択抽出し、薬剤部門の名称、薬剤部門長の職責、運営会議メンバー、組織図上で並列の職種、直属の上司、病院内での意思決定、各種委員会への参画状況などの項目について調査し、業務を遂行するうえでの弊害などについて抽出する。また、病院トップマネジメントと薬剤部門長の組織運営に関する見解の相違点、現状組織の問題点、現状を改善するための阻害要因を見出し、薬剤部門として最も機能が発揮できそうな組織のベンチマークの資料を獲得する予定である。

また、ここ1、2年の動きであるが、神奈川県内ではすでに日本医療伝道会衣笠病院(横須賀市)をはじめ、

相模更生会病院(相模原市)、大船中央病院(鎌倉市)、総合高津中央病院(川崎市)、総合新川橋病院(川崎市)などの施設において、薬剤科(あるいは薬局)から薬剤部への組織改革や名称の変更已成功している。さらに、部への改組と同時に薬剤部門のマネージャーが病院運営会議のメンバーにも就任し、薬剤師の声が病院トップに直接届くようになった施設もあり、今後の病院薬剤部門のあり方を考えるにあたり、このような現状は極めて意義が大きい。もちろん、この背景には各施設に勤務する薬剤師が日夜患者のために努力し、その成果を薬剤部門長が熱心に病院側に働きかけた成果に起因するものと思われる。逆に一部の施設において、臨床検査や放射線などの技術部門との統合をもって組織の効率化を図るとされている施設も散見されるが、このような組織改変は明らかに時代への逆行であることを病院マネジメントの立場から主張したい。今後はこれらの施設で改組前後に何がどのように変化したかを定量的に観察し、データを集めて、薬剤部への改組が顧客満足度、診療報酬、医療安全確保などにどのように貢献したかを明らかにすることも活動の一環として考えたい。

なお、本活動報告書の一部は、すでに詳細を報告した³⁾。

参考文献

- 1) 和地 孝：人を大切に人動かす、東洋経済新報社、東京、2004、pp.13-20.
- 2) 医療法制研究会編：医療政策六法(平成15年度版)中央法規出版社、東京、2003.
- 3) 赤瀬朋秀：薬剤部を一部門として確立させる意義に関する検討と病院組織図の改変. 神奈川県病院薬剤師会誌, 109, 2005 (印刷中).